

「シルバー派遣事業」を依頼されるお客様へ

シルバー人材センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

シルバー派遣事業は、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という）が行う労働者派遣事業です。

「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」の範囲で会員を派遣いたします。このため、下記の制限がありますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

ご不明な点は、ご相談ください。

● シルバー派遣事業における注意事項は以下の通りです。ご了承ください。

- ① 指揮命令の下で働き、従業員との混在作業も可能です。
- ② 1日8時間以内で**週 20 時間未満**の就業に限ります。
- ③ 実働時間が6時間を超える場合は45分以上の休憩を与えて下さい。
- ④ 派遣期間が6ヶ月を過ぎると、財団が会員へ有給休暇を付与します。
休暇をいただく際は、お客様とご相談の上決めさせていただきます。
- ⑤ 対応できる会員がない場合、派遣できない場合もございます。
- ⑥ 高齢者にとって**危険または有害な作業（例：地上から足場までが90 cm以上の高所作業・薬品の取扱い等）、深夜（22時～5時）の業務**などは派遣することができません。
- ⑦ **港湾運送、建設業務、警備業務、医療関連業務（一部例外あり）**等への派遣は労働者派遣法で禁止されています。
- ⑧ 運転業務はお受けしておりません。

● 派遣料金について

① **単発(30日以内に完了する仕事) ⇒ 時給+手数料 17% (別途消費税)**

② **継続(定期的に毎月続く仕事) ⇒ 時給+手数料 22% (別途消費税)**

※時給は「均等均衡方式」を採用し、同一労働同一賃金とさせていただきます。

※料金の支払方法は「振込のみ」となり、口座振替・コンビニ払い等の取り扱いはございませんので、ご容赦ください。

● 新規のお客様とのご契約の場合、初回の契約期間は3ヶ月とさせていただきます。

公益財団法人東京しごと財団 江戸川派遣事業所
(江戸川区シルバー人材センター)
TEL : 03-3652-5091 FAX : 03-3652-5094

事業主・事業所の皆様へ シルバー派遣のご案内



公共的、公益的団体からの派遣なので安心。
豊富な経験・知識・技術を活かして、お仕事
いたします。
職場を支える新たなパワーとして、シルバー
会員の力を活用しませんか！



主な仕事内容

受付業務、一般事務補助、経理事務補助、品出し、店員業務
イベントの設営補助、案内業務、検品作業、各種軽作業員
調理補助、清掃、各種講師など

●派遣事業と請負事業の違いについて

| | シルバー派遣事業 | 請負事業(従来型) |
|-----------|---------------|-----------|
| 指揮命令 | 可 | 不可 |
| 従業員との混在作業 | 可 | 不可 |
| 事務手数料 | 継続 22%・単発 17% | 継続・単発 10% |

江戸川区シルバー人材センター
お客様専用ダイヤル 0120-874-468